



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年12月21日(火) 号外(第4号)

目次

ページ

条 例	
○群馬県民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(文化振興課)	2
○群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例(建築課)	2
○群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(同)	3
○群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(生涯学習課)	3
○群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例(生活安全企画課)	4

■ 条 例

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十九号

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年群馬県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第六条第一項中「休館日は、」の下に「火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日)及び」を加える。

第十四条第二号中「、小ホール及び展示室」を削る。

別表施設の部小ホールの項を削り、同部第一展示室の項中「第一展示室」を「第一多目的室」に改め、同部第二展示室の項中「第二展示室」を「第二多目的室」に改め、同部四〇一会議室の項から和室の項まで及び第七楽屋の項を削り、同表中注一を削り、注二を注一とし、注三を注二とし、注四を注三とし、同表注五中「展示室」を「多目的室」に改め、同表注五を同表注四とし、同表中注六を注五とし、注七を注六とする。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八十号

群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十七年群馬県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号、第二号及び第五号中「開発行為」の下に「(規則で定める区域以外の区域において行うものに限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条、第三十五条の二、第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の規定によりされた許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八十一号

群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例(平成二十一年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三項」を「第五項」に改め、「申請一件につき」及び「を、当該申請に係る建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)」のうち同時に当該認定又は変更認定を申請する住宅(法第二条第一項に規定する住宅をいう。以下同じ。)」の数(以下「同時申請住宅数」という。)で除して得た額」を削り、同条第二項中「建築物」の下に「(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)」を加え、「住宅以外」を「住宅(法第二条第一項に規定する住宅をいう。以下同じ。)」以外」に改め、「申請一件につき」を削り、「を同時申請住宅数で除して得た額に四千二百円を加えて得た」を「に、四千二百円に当該申請に係る建築物全体の住戸の数を乗じて得た額を加算した」に改め、同条第三項中「申請一件につき」及び「を同時申請住宅数で除して得た額」を削り、同条第四項中「申請一件につき」を削り、同条第六項中「申請一件につき」及び「を同時申請住宅数で除して得た額」を削り、同条第七項中「の規定による譲受人を決定した場合における」を「又は第三項の規定により」に改め、「申請一件につき」を削り、同条第八項を削る。

別表第一中「住宅」の下に「又は住戸」を加える。

別表第二注中「住宅」を「住戸」に改める。

附 則

この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八十二号

群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年群馬県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表群馬県立妙義青少年自然の家の項を削る。

別表群馬県立妙義青少年自然の家の項を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八十三号

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「銃砲又は」を「銃砲若しくはクロスボウ(以下「銃砲等」という。)又は」に改める。

第二条中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区分		金額
一 法第四条第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の所持の許可を申請する者	法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者であつて同号の規定により猟銃又は空気銃の所持の許可を申請するもの	六千八百円(当該申請を行う者が同時に他の法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を申請する場合における当該他の同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る手数料にあつては、四千三百円)
その他の者	法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者であつて同号の規定によりクロスボウの所持の許可を申請するもの	六千八百円(当該申請を行う者が同時に他の法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を申請する場合における当該他の同号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請に係る手数料にあつては、四千三百円)
その他の者	その他の者	一万五百円(当該申請を行う者が同時に他の法第四条第一項の規定による許

二 法第四条の第三項(法第七条の第三項において準用する場合を含む。)の規定により認知機能検査を受けようとする者		六百五十円
三 法第五条の第三項第一項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会の講習を受けようとする者	現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第五条の第二項第二号又は第三号に掲げる者	三千円
四 法第五条の第三項第二項に規定するクロスボウの取扱いに關する講習会の講習を受けようとする者	現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者	三千円
五 法第五条の第四項第一項の規定により猟銃の操作及び射撃に關する技能検定を受けようとする者	その他の者	六千九百円
六 法第五条の第五項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に關する講習を受けようとする者		六千九百円
七 法第六条第一項の規定により銃砲等又は刀剣類の所持の許可を申請する者		二万二千元
八 法第七条第二項の規定により許可		三千九百円(当該申請を行う者が同時に他の法第六条第一項の規定による許可を申請する場合における当該他の同項の規定による許可の申請に係る手数料にあつては、千八百円)

証の書換えを申請する者	九 法第七条第二項の規定により許可証の再交付を申請する者	千九百円
十 法第七条の三第一項の規定により法第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を申請する者	新たな許可証の交付を伴う法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を申請する者	七千二百円(当該申請を行う者が同時に他の法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を申請する場合における当該他の同項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係る手数料及び当該申請を行う者が同時に法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を申請する場合における当該法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る手数料にあっては、四千八百円)
新たな許可証の交付を伴わない法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を申請する者	新たな許可証の交付を伴う法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を申請する者	七千二百円(当該申請を行う者が同時に他の法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を申請する場合における当該他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新に係る手数料及び当該申請を行う者が同時に法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を申請する場合における当該法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る手数料にあっては、四千八百円)
新たな許可証の交付を伴わない法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を申請する者	六千八百円(当該申請を行う者が同時に他の法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を申請する場合における当該他の同項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係る手数料及び当該申請を行う者が同時に法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を申請する場合における当該法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る手数料にあっては、四千四百円)	

新たな許可証の交付を伴わない法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を申請する者	六千八百円(当該申請を行う者が同時に他の法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を申請する場合における当該他の同項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新に係る手数料及び当該申請を行う者が同時に法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を申請する場合における当該法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る手数料にあっては、四千四百円)
十一 法第九条の五第二項の規定により射撃教習を受ける資格の認定を申請する者	八千九百円
十二 法第九条の十第二項の規定により射撃練習を行う資格の認定を申請する者	八千九百円
十三 法第九条の十三第一項の規定により年少射撃資格の認定を申請する者	九千六百円(当該申請を行う者が同時に他の法第九条の十三第一項の規定による年少射撃資格の認定を申請する場合における当該他の同項の規定による年少射撃資格の認定の申請に係る手数料にあっては、五千九百円)
十四 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格の認定証の書換えを申請する者	千八百円
十五 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格の認定証の再交付を申請する者	千九百円
十六 法第九条の十四第一項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者	九千八百円

<p>十七 法第九条の十六第一項の規定により射撃練習を行う資格の認定を申請する者</p>	<p>九千三百円(当該申請を行う者が同時に他の法第九条の十六第一項の規定による射撃練習を行う資格の認定を申請する場合における当該他の同項の規定による射撃練習を行う資格の認定の申請に係る手数料にあつては、五千六百円)</p>
<p>十八 法第十四条第二項の規定により古式銃砲又は刀剣類の登録を申請する者</p>	<p>六千三百円</p>
<p>十九 法第十五条第二項の規定により登録証の再交付を申請する者</p>	<p>三千五百円</p>
<p>二十 法第十八条の二第一項の規定により刀剣類の製作の承認を申請する者</p>	<p>八百円</p>

附則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
